

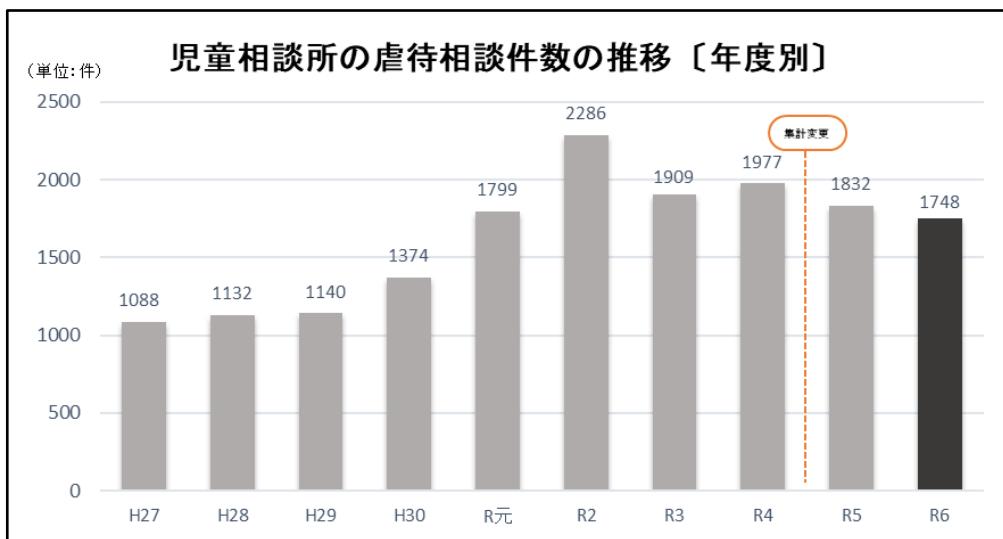
令和 6 年度 児童虐待相談対応の状況について

令和 6 年度において、群馬県内 4 か所の児童相談所（中央・北部・西部・東部）で対応した児童虐待相談の状況は次のとおりです。

1 令和 6 年度虐待相談対応の概要

- 令和 5 年度と比較して 84 件減少（▲4.6%）しているが、依然として多い。
- 虐待の種別で最も多いものは、「心理的虐待」の 1,006 件（57.6%）。
- 主な虐待者で最も多いものは、「実母からの虐待」の 773 件（44.2%）。
- 虐待相談の経路別で最も多いものは、警察からの 724 件（41.4%）。

	R 6	R 5	対前年度比
児童相談所の全相談件数	10,655 件	11,099 件	96.0%
児童虐待相談件数	1,748 件	1,832 件	95.4%



※ 1 国の集計方法に合わせ、令和 5 年度分から下表のとおり集計方法を変更しました。

区分	令和 5 年度分報告から	令和 4 年度分報告まで
児童虐待相談件数	児童相談所が受け付けた虐待相談に対して援助方針を決定した件数 (前々年度までの受理分を除く)	虐待が疑われる児童の通告があった件数
「虐待無し」とした件数	含まない	含む

※ 2 令和 7 年 10 月に高崎市児童相談所が設置されましたが、今回の数値には高崎市分が含まれています。

2 虐待相談対応の内訳

<種 別>

(単位 : 件)

	心理的	身体的	ネグレクト	性的	計
R 6	1,006	461	264	17	1,748
R 5	1,111	410	277	34	1,832
R 4	1,149	447	361	20	1,977

◇身体的虐待

殴る、ける、やけどを負わせる等

◇心理的虐待

言葉による脅し、子どもの前での配偶者等に対する暴力や暴言等

◇ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする等

◇性的虐待 性的行為の強要等

<主な虐待者>

	実父	実母	実父以外の父	実母以外の母	その他	計
R 6	755	773	102	11	107	1,748
R 5	888	686	138	11	109	1,832
R 4	834	907	128	19	89	1,977

<被虐待児の年齢別>

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
R 6	88	128	87	104	111	114	137	89	105	107	97	105	105
R 5	103	98	125	137	113	109	107	101	105	108	103	101	102
R 4	112	130	149	145	137	115	116	130	146	124	114	91	101

	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
R 6	81	89	67	62	68	4	1,748
R 5	103	85	81	75	72	4	1,832
R 4	79	96	84	59	46	3	1,977

<経路別>

	警察等	近隣 知人	学校等	市町村	家族	医 療 機 関 等	児童福祉 施設等	児童 本人	その他	計
R 6	724	120	240	196	80	79	32	45	232	1,748
R 5	825	193	193	186	71	45	28	39	252	1,832
R 4	746	291	229	203	96	56	23	41	292	1,977

3 群馬県の取組（令和7年度）

（1）児童虐待防止条例（R3.4.1施行）の推進

- ・様々な施策を総合的かつ計画的に推進し、群馬県一体となった児童虐待防止の取組強化を図る。

＜本条例の特色（独自規定）、主な取組＞

- | | |
|-------------|---|
| ① 親権等の濫用禁止 | 保護者支援プログラムの普及促進（ほめトレ、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ） |
| ② 早期対応 | 子どもの安全確認を原則24時間以内に実施（国指針は48時間以内） |
| ③ 社会の変化への対応 | SNS活用（ぐんまこども・子育て相談） |
| ④ 子どもの死因究明 | CDR（Child Death Review）モデル事業を実施 |

（2）児童相談所の体制強化

- ・市町村との連携：児童相談所に配置されている市町村支援担当児童福祉司を中心に、市町村の虐待対応力を強化。
- ・児童心理司の配置：中央児童相談所及び東部児童相談所一時保護所に配置
- ・警察との連携：R5.10に中央児童相談所内に移転した県警少年サポートセンターとの情報共有
- ・高崎市児童相談所との連携：R7.10に開所した高崎市児童相談所との情報共有
- ・意見表明等支援事業：一時保護所にアドボケイトを導入（中央児相 R5.10～、東部児相 R6.11～）
- ・人材育成研修の実施：R5から、児童福祉司の資質向上に向けた独自の人材育成研修の実施。

